

## 神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 本村地区（本村）

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年 2月25日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	1組織

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手はいるが十分ではない。

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・対象地域の農地所有者は、農地中間管理機構を介さず、原則として集落営農組織と農作業受委託契約を結ぶ。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

##### 【農地の利用】

本村営農組合で水稻栽培を中心に展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、それぞれが経営規模拡大を目指し、生産性を向上させるとともに、田植機、コンバイン等を更新し、生産費のコストダウンを図る。

##### 【担い手について】

現在、本村営農組合及び各農家で経営の安定、地域農業を守る。

##### 【農地の出し手】)

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理、草刈等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

#### 【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

#### 【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金